

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年3月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年3月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー垂水店

垂水市中央町32番2号 外1筆

2 変更事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物内南側 47立方メートル

イ 変更後 建物内南側 26立方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和3年10月27日

(2) 2の(2) 令和3年2月27日

4 届出年月日

令和3年2月26日